

公益財団法人 こども財団

— 令和7年度事業計画書 —

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

～ すべての子どものしあわせのために ～

～ 目 次 ～

I	令和7年度事業方針	1
II	令和7年度実施事業	
公1	こども支援担当事業	2
公2	虐待・思春期問題情報研修センター事業	9
公3	放課後児童健全育成事業	13

I 令和7年度事業方針

当法人は、地域のすべての子どもの健やかな育ちを地域みんなで応援する社会を実現するために、平成30年に一般財団法人として設立し、さらに令和4年9月には公益財団法人へ移行し、地域や企業、各種団体等と連携しつつ、地域における子ども支援活動等の推進をはじめ、さまざまな子どもに関する取組を行ってまいりました。

今後は、地域との「対話」を更に深め、多様化・複雑化する地域のニーズや課題を把握し、地域や企業、各種団体等の様々な事業主体との「共創」により、課題解決に向けた子ども目線による実践的な取組を展開していきます。

また、SDGsの理念やこれまでの取組を踏まえつつ、新たなまちの魅力や価値の創造をめざし、この方向性に基づき、3つの担当において、それぞれ取組を進めてまいります。

まず、こども支援担当においては、地域における交流と子ども・若者の健やかな育ちを応援するため、子どもの視点に立ったよりきめ細かな運営支援を行うなど、子ども・若者交流施設の新設をはじめ、こども食堂への支援の充実を図るなど、子どもや若者と共に、子どもや若者を主体とする居場所づくりを推進します。また、地域活動支援やあかし子育て応援企業との連携について、刻一刻と変化する地域ニーズに合わせて、その支援・連携のあり方の見直し等を図りながら、迅速かつ柔軟な取組を展開します。

次に、研修センター担当においては、子どもや家庭への支援における高度な実践力を有する指導者を育成し、全国的なネットワークを形成するとともに、新たな知見や技術の普及を通じて、わが国における子ども虐待及び思春期問題への支援の質の向上を図ります。その目標に向かって、受講者と講師等が共に学びあい、現場の実情に応じた適切な対応を工夫し作り上げていくための研修を実施します。

最後に、放課後児童クラブ担当においては、放課後児童健全育成事業について、地域や関係機関との更なる連携強化や放課後児童支援員に対する研修の充実等により質の向上に努めるなど、子どもたちに寄り添った育成支援の充実に取り組んでまいります。

これまで取り組んできた地域における子ども支援活動の深化・推進を図るとともに、公益事業をより一層充実させ、明石市の子ども施策の推進はもとより、社会全体の子ども支援の取組の発展に貢献していきます。

Ⅱ 令和7年度実施事業

公1 こども支援担当事業

1 こどもの居場所づくり事業

(1) 趣旨

明石市市内の全小学校区に開設されたこども食堂が、子どもの視点に立った運営がなされ、その活動が広がり、地域の気づきの拠点として関係機関とつながっていくよう、こども食堂を運営する団体の特性に応じたきめ細やかな支援を行う（明石市からの委託事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

① 運営助成

【助成内容】 明石市市内でこども食堂を開設・運営する団体に対して、申請のあった運営費等について、必要経費の一部を助成

《一般の場合》

	食事型	市販品型
運営費助成（開催1回につき）	2万円	1万円
特別助成（1年度につき）	5万円	3万円
衛生管理助成（受講1人につき）	8千円	
専門職連携助成（実施1回につき）	5千円	
年間上限額	130万円	

《飲食店等の場合》

	食事型	市販品型
運営費助成（開催1回につき）	1万円	
特別助成（1年度につき）	2万円	
衛生管理助成（受講1人につき）	-	
専門職連携助成（実施1回につき）	5千円	
年間上限額	65万円	

【募集方法】 ホームページ等への掲載により公募、随時受付

【助成方法】 交付要領に基づき、有識者を含む審査委員が審査基準に則り、公正に審査した上で理事会に諮り、助成団体及び助成額を決定

② 開設・運営支援

○活動が継続するための支援 ～つづける～

こども食堂の現場に足を運びながら、その団体の特性に応じたきめ細やかな支援を行う。

- ・研修会等の開催により、地域の気づきの拠点としての機能強化を図るとともに、子どもを主体とした居場所となるよう支援する。

○活動が広がるための支援 ～ひろがる～

地域に根付き開かれることで、活動が広がっていくよう支援する。また、その広がりが継続するよう、ホームページや広報紙等により広く周知し、理解を広めていく。

- ・当法人が窓口となり、まちづくり協議会や民生児童委員等とこども食堂をつなぐ。
- ・財団ホームページや財団だより、こども食堂図鑑等を活用し、地域に広く周知する。
- ・こども食堂の開催チラシの作成や学校等への配布、教育委員会と連携した広報の取組を支援する。
- ・地域の高齢者や障害者等の誰もが参加し、地域みんなが集い支え合う“みんな食堂”の展開を支援する。
- ・こども食堂の各小学校区への複数設置に向けた開設支援を行う。

○関係機関とつながるための支援 ～つながる～

相談支援等の専門職との連携を促進し、子どもやその世帯の見守りや相談体制の充実を図る。

- ・心理士や社会福祉士等の専門職との連携を促進し、子どもやその世帯への専門的な見守り等を強化するため、専門職連携助成の活用を推進する。
- ・“地域の気付きの拠点”として、こどもセンター等の関係機関と連携できるよう、こども食堂と情報共有を図っていく。

2 地域活動支援事業

(1) 趣旨

児童健全育成、子育て支援に取り組む団体、こども夢文庫を運営する団体を支援することにより、地域で子育てを支援する基盤を形成するとともに、地域の子育て力の拡大、地域コミュニティの意識醸成を図る（明石市からの委託事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

① 運営助成

<こども応援助成>

【助成内容】 児童健全育成や子育て支援活動を行うなどの団体に対して、申請のあった運営費について、必要経費の一部を助成

《助成対象となる活動》

児童健全育成活動	地域における児童虐待や青少年非行の防止、早期発見、早期対応に資する活動
子育て支援活動	地域における次代の親育成の視点からの活動、子育ての不安や負担感を軽減するための活動

《助成内容》

コース区分	団体要件	助成金額
チャレンジ	市内に在住又は在学（在勤）する概ね5名以上で構成された団体	1団体につき上限10万円
サポート		1団体につき上限5万円
地域学習支援トライ		1団体につき上限40万円
地域学習支援サポート		1団体につき上限20万円
こども・若者チャレンジ	市内に在住又は在学（在勤）する25歳以下の概ね5名以上で構成された団体	1団体につき上限5万円

【募集方法】 毎年1回、ホームページ等への掲載により公募

【助成方法】 交付要領に基づき、有識者を含む審査委員が審査基準に則り、公正に審査した上で理事会に諮り、助成団体及び助成額を決定

＜こども夢文庫助成＞

【助成内容】 明石市が指定するこども夢文庫を運営する団体に対して、申請のあった運営費について、必要経費の一部を助成

《助成内容》

- ・助成額：1か所につき上限20万円
- ・こども夢文庫（市内8か所）：

あさぎり、貴崎、西明石、大久保北、えいがしま、魚住、二見北、西二見

【助成方法】 交付要領に基づき、理事会に諮り、助成団体及び助成額を決定

② 開設・運営支援

児童健全育成、子育て支援に取り組む団体等の現場に足を運びながら、その団体の特性に応じたきめ細やかな支援を行う。また、研修会等の開催により、支援の質の向上を図るとともに、団体同士の連携を深める。

○セミナーや交流会の開催

地域活動団体やこども夢文庫運営団体が継続した活動やその充実につなげていけるよう、研修会や交流会を開催する。

○情報の提供・助言

地域活動団体等に対し必要な情報の提供や助言を行うことで、地域活動団体等の継続した活動やその充実を図ることができるように支援する。

- ・明石市社会福祉協議会や明石コミュニティ創造協会等、他の支援機関が実施するセミナー等の情報を提供する。
- ・緊急時の対応や防犯、感染症対策等について啓発するなど、安全で安心して活動できるよう助言する。
- ・特別な配慮を要する子どもへの対応や、地域活動団体の立ち上げ等の相談に対し、専門的見地からのアドバイス等を行う。

○広報の支援

地域活動団体等の活動が地域に根付き、活動が広がっていくよう支援する。また、その広がりが継続するよう、ホームページや広報紙等により広く周知し、理解を深めていく。

- ・財団ホームページや明石市が運営するあかし子育て応援アプリ等を活用し、地域活動団体やこども夢文庫運営団体の活動状況等をPRする。
- ・自治会や放課後児童クラブ、幼稚園と地域活動団体等とをマッチングし、チラシの配布依頼の際の支援を行う。

○ボランティアの発掘とマッチング

地域活動団体等の担い手不足を解消するとともに参加の機会を提供するため、地域や大学等を通じたボランティアの募集や、地域活動団体等とのマッチングを行う。

3 子育て応援企業連携事業

(1) 趣旨

明石市が認定する明石市市内のあかし子育て応援企業との連携により、地域全体で子どもを見守る機運を高め、子ども・子育て支援への取組を促進し、すべての子どもたちが健やかに育つまちづくりを進める（明石市からの委託事業）。

※「あかし子育て応援企業」とは、子育て支援に関する取組を積極的に行っている企業をいう。

(2) 事業（内容、方法など）

市民や関係機関に向けて、子育て応援企業の活動状況等の情報をホームページ等により、発信する。また、子育て応援企業が有する強みを最大限に活かし、子ども・子育て支援につながる取組を実施する。

○企業へのアプローチによる認定数の拡大

企業による子育て支援の取組のより一層の推進が図られるよう、企業への訪問等により、子育て応援企業の認定数の拡大に取り組む。

《子育て応援企業の認定》

【目的】 子育て支援の取組を促進し、地域全体で子育てを応援するまちづくりを進める。

【認定基準】 3分野の取組（①結婚・妊娠・出産・育児への支援、②地域の子どもへの支援、③子育てしやすい職場環境づくり）について、ポイント数の合計が7ポイント（従業員100人以上の企業は10ポイント）以上該当

○子育て応援企業の取組の周知

ホームページや広報紙等の活用により、市民や関係機関に向けて、子育て応援企業の取組内容等について広く発信していく。

○子育て応援企業と地域とのマッチング支援

子育て応援企業が実施する子ども・子育て支援活動と地域とのマッチングを図っていく。

○子育て応援企業との連携企画の実施

子ども・子育て世代向けに、子育て応援企業が有する強みを最大限に活かし、子ども・子育て支援につながる取組を実施する。

- ・地域みんなで子ども・子育てを応援する取組を市民に広く知っていただくため、子育て応援企業と地域の団体、行政が一体となり、子ども・子育て世帯向けのPRイベントである「あかし子ども・子育て応援メッセ」を開催する。

4 こどもの居場所設置・運営事業

(1) 趣旨

学校になじめないなどの事由を抱えた子どもたちが、安心して学び、遊び、過ごし、健やかな成長ができるように、学習支援や相談支援等を実施し、子どもの自主性を尊重し、自己肯定感を育むことができる居場所を設置し、運営する（明石市からの委託事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

学校になじめないなどの様々な悩みを抱える子どもが自己肯定感を取り戻し、安心して前向きに生きていくことを目的に、遊びや学習支援のほか、相談支援を実施する。また、その子どもや保護者が集い、お互いに悩みを共有できる場として、保護者のための集まりであるおやかフェを実施する。

(3) 委託内容

事業の運営に当たっては、公募型プロポーザル方式により選定した事業者による業務委託する。

(4) 運営等の概要

○東部施設

① こどもの居場所の運営

- 【名称】 あかしフリースペース☆トロッコ
- 【運営事業者】 一般社団法人こっち
- 【開所日時】 平日午前9時から午後5時まで
- 【開設場所】 天文町1丁目4-12（既存住宅を活用）
- 【対象者】 学校になじめないなどの様々な悩みを抱える、明石市に住居を有する6歳から18歳までの子ども
- 【定員】 30名程度
- 【利用者負担】 なし（教材等の実費負担あり）
- 【スタッフ】 現場責任者1名と担当スタッフ（活動・事務）7名
- 【活動内容】 楽器演奏、自主学習、パソコン（動画作成等）、絵画、工作、工芸、手芸、畑作業等

② おやかフェの実施

不登校の子どもの保護者が集い、お互いに悩みを共有できる場として実施する。

【開催】 毎月2回

【対象者】 あかしフリースペース☆トロッコに登録する子どもの保護者と一般の主に不登校の子どもの保護者

【利用者負担】 なし（お菓子等の実費負担あり）

③ オープントロッコの実施

不登校の子どもやその保護者が野外での遊び場「オープントロッコ」を通して、子どもの社会性やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、保護者同士の交流の機会を確保する。

【開催】 毎月1回

【開催場所】 兵庫県立明石公園

【対象者】 あかしフリースペース☆トロッコに登録する子どもとその保護者、一般の主に不登校の子ども（通所待機者を含む。）とその保護者

【利用者負担】 なし

○西部施設

① こどもの居場所の運営

【名称】 あかしフリースペース ここのぼ

【運営事業者】 特定非営利活動法人ブレンヒューマニティ

【開所日時】 平日午前9時から午後5時まで

【開設場所】 魚住町西岡500-2 JAサポートセンター3階

【対象者】 学校になじめないなどの様々な悩みを抱える、明石市に住居を有する6歳から18歳までの子ども

【定員】 30名程度

【利用者負担】 なし（教材等の実費負担あり）

【スタッフ】 現場責任者1名と担当スタッフ（活動・事務）4名

【活動内容】 室内遊び、自主学習、イラスト作成、工作、楽器演奏、調理実習等

② こども若者交流施設あかしユースポートの実施

「このぼ」内の音楽室や学習室等のスペースを多様な活動ができるよう放課後や休日にも一般開放する。

5 こどもの権利擁護事業

(1) 趣旨

一時保護された子どもの権利を守るため、こどものための第三者委員会（明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会こどもの権利擁護部会の通称。児童福祉に詳しい弁護士や元裁判官、元児童相談所所長ら8名程度で構成。）の委員が、一時保護されたすべての子どもと速やかに面会し、子どもの声を聴き、必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知するなどを行う（明石市からの委託事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

明石市から委員会事務局運営業務の委託を受けて、こどものための第三者委員と一時保護された子どもの面会調整や、子ども本人・保護者・明石こどもセンターの申出等による調査に関する調整、定例会の開催等にかかる事務を行う。なお、保護者からの相談や調査申出については、主に明石市から当法人に非常勤で派遣された、明石こどもセンター業務に関与しない弁護士職員が対応する。また、こどものための第三者委員は、当法人とは別に、市から直接委嘱を受けており、それぞれ役割分担をしながら制度運営を行う。

6 その他事業

(1) 趣旨

積極的な広報活動や子育て支援に資する自主事業を実施する（明石市からの補助事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

① 財団だよりの発行

当法人の取組を広く発信し、地域全体で子ども・子育てを応援する取組の推進を図るため、季刊誌“財団だより”を発行する。地域ネットワークの充実を図るため、公共施設や学校、子育て応援企業・地域活動団体等に配布する。

② 「こども夢講座」の開催

子どもたちが明るく前向きに、将来に夢や希望を持つきっかけづくりとなるよう体験型の講座等を行う「こども夢講座」を開催する。

公2 虐待・思春期問題情報研修センター事業

(1) 趣旨

子どもの権利を主体とする「子どもの権利条約」の理念を基本姿勢とし、全国の子ども虐待対応機関の指導的立場にある職員等を対象として、子どもの最善の利益を最優先する支援を行うための専門的知識・実践的支援技術の習得に資する高度専門的な研修を実施する。

(2) 事業（内容、方法など）

各研修事業を企画運営するにあたり、学識経験者・有識者や子ども虐待対応機関等職員から成る企画評価委員会及び運営委員会による、専門的見地からの助言、最新の知見の提供や提言を基に研修を企画する。また、海外視察研修を通じて、各自治体における児童福祉施策をより充実させるための機会を提供する。

① 虐待対応研修

【目的】

各現場のニーズを把握し、新たな知見や技術の普及を通して、子ども虐待及び思春期問題への支援の質の向上を図るとともに、全国的なネットワーク構築に資する。

【対象者】

児童相談所・児童福祉施設・市区町村・保健機関・学校等、全国の子ども虐待対応機関等の指導的立場にある職員

【実施内容】

虐待・思春期問題情報研修センター事業の一環として、こども家庭庁が定める法定研修や子ども虐待対応機関職員へ課題解決及び意欲向上に資する研修、多職種多機関との連携・協働・組織づくり等の研修を、参集、オンライン形式により実施する。

また、児童福祉法改正に伴うこども家庭ソーシャルワーカーの養成については、引き続き演習実施機関に対する支援を行う。

② こども家庭センター支援事業

【目的】

各市区町村には、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の連携協働を深め、切れ目のない支援を提供することが期待されていることから、こども家庭センター設置促進・機能強化を支える自治体をサポートする。

【対象者】

こども家庭センターを設置又は設置検討している全国の市区町村

【実施内容】

こども家庭センターに関する知見や実践を有する有識者や自治体職員をアドバイザーとして登録し、こども家庭センターの設置促進・機能充実のための助言や講義等、自治体からの依頼内容に対応したアドバイザーの派遣調整を行う。

また、市区町村への研修企画等を担当する者を対象とした研修、市区町村のこども家庭支援業務の指導的立場にある者への研修を実施する。

③ 児童相談所メタスーパーバイザーブロック研修

【目的】

過去の国内外の虐待死亡事例等を貴重な教訓として、児童相談所の指導的職員に必要な知識や視点を強化し、支援者がケースでの見落としやすいポイント、支援者自身の気づきを促進するチームマネジメント等を学ぶ。また、都道府県の枠を超えた同じ立場の者との意見交換及びネットワークの構築を図る。

【対象者】

全国の児童相談所の児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員

【実施内容】

全国の児童相談所（6ブロック）に出向いて研修を実施する。

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 北海道・東北ブロック | 4 近畿ブロック |
| 2 関東甲信越ブロック | 5 中国・四国ブロック |
| 3 東海北陸ブロック | 6 九州ブロック |

④ 海外視察研修

【目的】

各自治体において児童福祉に関する施策を立案・運用する担当者が、新しい発想に基づく施策や実践を生み出すための一助となる機会を提供する。

【対象者】

児童相談所設置自治体職員

【実施内容】

児童相談所設置自治体の職員から希望者を募り、各自治体での今後の実践に示唆を与えるよう、諸外国へ1週間程度の視察研修を行う。

令和7年度研修一覧

	研 修 名	対象機関	日程	定員
1	研修企画担当者等養成研修	都道府県・市区町村・ 児童福祉施設等	4月23日 ～24日	40
2	意見表明等支援事業企画担当者研修	児童相談所を設置す る自治体・民間アドボ カシー団体等	5月22日 ～23日	60
3	一時保護施設指導者研修	児童相談所・一時保護 専用施設（児童養護施 設等）	6月11日 ～13日	60
4	法指導教育担当児童福祉司 任用前研修A＜前期課程＞	児童相談所	7月9日 ～11日	60
5	法指導教育担当児童福祉司 任用前研修B＜前期課程＞	児童相談所	7月23日 ～25日	60
6	法指導教育担当児童福祉司 任用前研修C＜前期課程＞	児童相談所	8月6日 ～8日	60
7	乳児院職員指導者研修	乳児院	8月20日 ～22日	60
8	児童心理司指導者研修	児童相談所	9月10日 ～12日	60
9	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設	12月3日 ～5日	60
10	法指導教育担当児童福祉司 任用前研修A＜後期課程＞	児童相談所	12月17日 ～19日	60
11	法指導教育担当児童福祉司 任用前研修B＜後期課程＞	児童相談所	1月7日 ～9日	60
12	法指導教育担当児童福祉司 任用前研修C＜後期課程＞	児童相談所	1月21日 ～23日	60
13	児童相談所設置自治体 里親担当者研修	児童相談所・児童相談 所を設置する自治体	2月5日 ～6日	60
14	社会的養護テーマ別研修	児童福祉施設・児童相 談所等	2月19日 ～20日	60
15	児童心理司指導者研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	児童相談所	3月	60

	研 修 名	対象機関	日程	定員
16	シリーズ研修 「こどもと共に性を育む」 【オンライン】	全機関 【オンデマンド配信】	8月～	800
		全機関 【ライブ配信】	12月下旬	400
17	こども家庭センター研修企画者養成 研修	都道府県等	5月～6月 (4会場)	各45
18	続こども家庭センター職員指導者研 修	市区町村・都道府県等 【参集】	10月9日 ～10日	60
		市区町村・都道府県等 【オンライン】	11月5、 12、19日	60
19	こども家庭センター研修企画者養成 研修<フォローアップ> 【オンライン】	都道府県等	1月	180
20	続こども家庭センター職員指導者研 修<フォローアップ> 【オンライン】	市区町村・都道府県等	3月	120
21	児童相談所メタスーパーバイザー ブロック研修	児童相談所	8月～11月 (6会場)	各30 ～40

法：法定研修 新：新規研修 続：既存の研修との統合研修

公3 放課後児童健全育成事業

1 放課後児童クラブ運営事業（明石市からの委託事業）

(1) 趣旨

市内全28小学校の敷地内に放課後児童クラブを設置し、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象として、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え、子どもが安全に安心して過ごすことができ、子ども一人ひとりの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。

(2) 事業（内容、方法など）

利用を希望する児童を受け入れるため、支援員の確保や施設整備を行うとともに、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、保護者をはじめ学校や地域の様々な社会資源と連携しながら、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努める。

① 放課後児童クラブの運営

- 様々な媒体を活用した募集により、支援員の確保を図る。
- 新任支援員の育成に注力し、放課後児童クラブ運営の基盤強化を図る。
- 様々なスキルアップ研修やキャリアアップ研修等を実施し、支援員の質の向上を図るとともに、児童の状況や発達段階に応じた育成を充実させるための研修を実施する。
- あかし市民図書館の本と紙芝居を毎月、全クラブに配達し、より多くの本に触れる機会を設ける。
- 児童が放課後児童クラブにおいて安心して過ごせるよう育成環境の充実に努める。

② 保護者や学校、地域資源との連携事業

- 情報交換をこまめに行うなど、学校との連携を強化し、支援体制を充実させる。
- クリスマス会やお楽しみ会、昼食会、各種体験会等年間を通して様々なイベントを実施するとともに、更なる内容の充実に努める。
- 地域の福祉施設や福祉ボランティア等と連携し、児童クラブに通う児童が地域の高齢者を訪問したり、高齢者から昔遊びを習ったりする機会を設けることで、地域の世代間交流を促す。
- 明石市や消防局等、関係機関と連携して、防犯教室・交通安全教室・防災教室・環境教室等を実施し、防犯・交通安全・防災・環境等についての意識の向上を図る。
- 近隣の大学等の学生を講師やボランティアとして招き、学生と交流しながら楽しく学べる教室や体験会等を実施する。

③ 発達障害等要支援児への対応

- 支援の必要な児童に対し学校や保護者と連携を密にしながら、児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮や環境整備を行い、受け入れに努めるとともに、気になる児童の育成方法等について発達支援センターの臨床発達心理士等による訪問や兵庫県作業療法士会の子どもの発達を専門とする作業療法士から助言や指導を受けるなど関係機関と連携協力しながら適切な支援を行う。

2 放課後児童支援員認定資格研修事業（明石市からの委託事業）

(1) 趣旨

一定の知識及び技能を有すると考えられる保育士又は社会福祉士の資格を有する者や教員免許を有する者等が、放課後児童クラブに従事する支援員として必要な知識及び技能を補完し、支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として、講師・会場等の事前調整、研修当日の運営等、中核市の長が行う研修を明石市との役割分担のもと実施する。

(2) 事業（内容、方法など）

- | | |
|-------|---|
| 【時 期】 | 年 1 回（秋頃） |
| 【内 容】 | 放課後児童支援員として必要な知識及び技能を習得するための研修
16科目24時間（4日間） |
| 【会 場】 | 明石市市内の研修施設・貸会議室等 |
| 【定 員】 | 50名程度 |